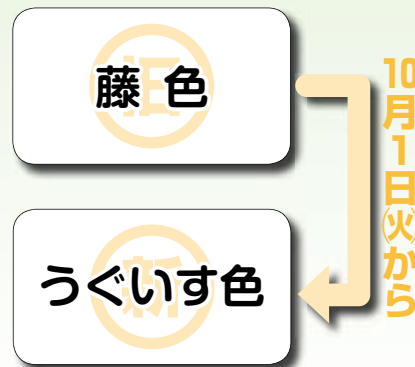


10月1日 国民健康保険の保険証を更新します

国民健康保険被保険者証（保険証）が10月1日（火）から新しくなります。新しい保険証は、9月30日までに郵送します。なお、国民健康保険税（国保税）を納めないでいると、通常の保険証が交付されず、保険制度を有効に利用できません。国保税などの税金の納付に困ったときはご相談ください。



10月1日（火）から 保険証を更新します

新保険証の色／うぐいす色

更新方法／新保険証を9月30日までに各家庭に郵送します。旧保険証は、世帯主が責任を持って確実に破棄してください（返却は不要です）。

郵送方法／普通郵便、特定記録郵便、簡易書留

※普通郵便以外での郵送をご希望の方は、9月11日（水）までに国保年金課国保係へご連絡ください。簡易書留は郵便配達員からの直接手渡しとなります。不在のときは保険証を郵便局で預かり、再配達または郵便窓口での受け取りとなります。

国保税滞納者には短期者証、 資格証明書を交付

国保税を滞納している方には、有効期限の短い国民健康保険短期被保険者証（短期者証）または国民健康保険被保険者資格証明書（資格証明書）を交付します。

◎**国民健康保険短期被保険者証（短期者証）**

対象／特別な理由が無く、前年の国保税を滞納している方

有効期限／3カ月（一部6カ月）

対象者には事前に、短期者証になることを通知します。その後、国保税が納付されますと、通常の保険証を交付します。

◎**国民健康保険被保険者資格証明書（資格証明書）**

対象／特別な理由が無く、国保税を1年分以上滞納している方で、短期者証が交付されていない方

資格証明書は10月1日（火）から交付します。なお、滞納している国保税が納付されると、短期者証または通常の被保険者証を交付します。

国保税を滞納すると

◎**医療費の全額を医療機関に支払うことになります**

資格証明書の交付を受けた方が医療機関などにかかったときは、医療費の全額を医療機関などに支払い、後に市役所で特別療養費の支給申請を行い7割分の支給を受けます。このときの7割分を、滞納している国保税に充当することがあります。

◎**保険給付の支払いが差し止められます**

資格証明書を交付されている方で1年6カ月以上の滞納がある方は、保険給付（医療費、葬祭費など）の全部または一部の支払いが一時差し止められます。



税金の納付に 困ったときは？



税金の納付に困ったら、市役所1階管理納税課へご相談ください。

管理納税課では、毎月第1・3水曜日の19時まで夜間納税相談を行っています。予約の必要はありませんので、直接お越しください。



管理納税課
995-1811



国保の手続き、きちんとしていますか？

国民健康保険（国保）に加入するとき、脱退するときなど、さまざまな届出が必要です。忘れずに届け出てください。手続きはご自身か代理の方（家族）が行ってください。

もし手続きが遅れると……

会社に就職したとき

国保を脱退する
届出が必要です



手続きが遅れると

国保の資格が引き続きあることになり、会社の保険料と国保税を二重に納めてしまうことになります。
また、国保の保険証で受診した場合、その医療費の国保負担分を後で返していただくことがあります。

会社を退職したとき

国保に加入する
届出が必要です



保険証が手元がない期間が発生します。その期間の医療費は、一時全額自己負担になることがあります（後で保険診療分は支払われます）。
また、国保税は国保の被保険者として資格が発生した月から納めます（加入の届出をしたときからではありません）。そのため、さかのぼって国保税を納めます。

【こんなときは14日以内に届出を】

	こんなとき	届出に必要な物
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきた	ほかの市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめた（会社をやめた）	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれた	保険証、母子健康手帳、認め印
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
国保を脱退するとき	外国籍の方が加入する	在留カード
	ほかの市区町村に転出する	保険証
	国保の被保険者が死亡した	保険証、死亡を証明できる物、認め印
	職場の健康保険に入った（会社に勤めた）	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付のときは加入したことを証明する物）
	職場の健康保険の被扶養者になった	保険証、保護開始決定通知書
その他	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の方が脱退する	保険証、在留カード
	退職者医療制度の対象となった	保険証、年金証書
	市内で住所が変わった（市内から市内への転居）	保険証
	世帯主や氏名が変わった	保険証
その他	世帯が分かれた、一緒になった	保険証、在学を証明する物、認め印
	修学のため、別に住所を定める	身分を証明する物、（使えなくなった保険証）、認め印
その他	保険証をなくした（汚れて使えなくなった）	身分を証明する物、（使えなくなった保険証）、認め印

退職者医療制度とは？

長年勤めていた会社などを退職した方は国保の退職者医療制度の該当になります。対象は次の①～③のすべてに該当する方とその被扶養者です。

■対象

①国保に加入している方

②65歳未満の方

③厚生年金や共済年金など、国民年金以外の年金を受ける方でこれらの年金加入期間が20年以上、または40歳を過ぎてからの加入期間が10年以上ある方（障害基礎年金や遺族年金を受けているため、これらの年金が支給停止になっている方も対象

になります。ただし、若年停止の方は対象にはなりません。

■手続き

年金証書が届いた日の翌日から14日以内に、年金証書と保険証をお持ちになり届け出てください（被扶養者の届け出も世帯主が行ってください）。